

★ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十一号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、児童福祉法の一部が改正され、指定障害児通所支援の事業の指定の申請者に関する事項、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに基準該当通所支援に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 指定障害児通所支援事業者等の一般原則

(一) 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

(二) 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

(三) 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うい、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(四) 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

2 指定の申請者に関する事項

指定障害児通所支援事業者の指定は、法人に対して行う。

3 児童発達支援

(一) 基本方針

指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（児童発達支援センターであるものを除く。）

ア 指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、a又はbの障害児の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
 - a 障害児の数が十までのもの 二以上
 - b 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(イ) 児童発達支援管理責任者 一以上

イ アの従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 嘱託医 一以上

(イ) 看護師 一以上

(ウ) 児童指導員又は保育士 一以上

(エ) 機能訓練担当職員 一以上

(オ) 児童発達支援管理責任者 一以上

(2) 従業者の員数（児童発達支援センターであるものに限る。）

ア 児童発達支援センターに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 嘱託医 一以上

(イ) 児童指導員及び保育士

- a 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上

- b 児童指導員 一以上

- c 保育士 一以上

(ウ) 栄養士 一以上

(エ) 調理員 一以上

(オ) 児童発達支援管理責任者 一以上

イ アの従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

ウ イにかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、アの従業者のほか、次の(ア)及び(イ)の従業者を置かなければならない。

(ア) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上

(イ) 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

エ イ及びウにかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支

援事業所には、アの従業者のほか、次の(ア)及び(イ)の従業者を置かなければならない。

(ア) 看護師 一以上

(イ) 機能訓練担当職員 一以上

(3) 管理者

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 設備（児童発達支援センターであるものを除く。）

ア 指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

ウ 設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。

(2) 設備（児童発達支援センターであるものに限る。）

ア 指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

イ 設備の基準は、次のとおりとする。

(ア) 指導訓練室

a 定員は、おおむね十人とすること。

b 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

(イ) 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

ウ アに規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

エ 設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 利用定員

指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、

当該利用申込者に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(3) 提供拒否の禁止

指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(4) 指定児童発達支援の取扱方針

ア 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

イ 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(5) 児童発達支援計画の作成等

指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(6) 児童発達支援管理責任者の責務

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に関する業務のほか、次の業務を行うものとする。

ア 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(7) 管理者の責務

ア 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

イ 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(8) 運営規程

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(9) 非常災害対策

ア 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならぬ。

イ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(10) 身体拘束等の禁止

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。

(11) 虐待等の禁止

指定児童発達支援事業所の従業員は、当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(12) 秘密保持等

指定児童発達支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(13) 利益供与等の禁止

ア 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

イ 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(14) 苦情解決

指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(15) 事故発生時の対応

指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(五) 基準該当通所支援に関する基準

(1) 従業員の員数

基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。

ア 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、(ア)又は(イ)の障害児の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
(ア) 障害児の数が十までのもの 二以上
(イ) 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

イ 児童発達支援管理責任者 一以上
(2) 設備

ア 基準該当児童発達支援は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

(3) 利用定員

基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

4 医療型児童発達支援

(一) 基本方針

指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者の員数

指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

イ 児童指導員 一以上

ウ 保育士 一以上

エ 看護師 一以上

オ 理学療法士又は作業療法士 一以上

カ 児童発達支援管理責任者 一以上

(2) 管理者

児童発達支援に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

イ 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

ウ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

(2) 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならぬ。

(3) 設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 利用定員

指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(2) 運営規程

指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

(3) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、指定医療型児童発達支援の取扱方針、医療型児童発達支援計画の作成等、児童発達支援管理者の責務、管理者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、虐待等の禁止、秘密保持等、利益供与等の禁止及び苦情解決は、児童発達支援に同じ。

5 放課後等デイサービス

(一) 基本方針

指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者の員数

ア 指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行

う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、a又はbの障害児の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 障害児の数が十までのもの 二以上

b 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

(イ) 児童発達支援管理責任者 一以上

イ アの従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営

むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

(2) 管理者

児童発達支援に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(2) 指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

(3) 設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 利用定員

指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、指定放課後等デイサービスの取扱方針、放課後等デイサービス計画の作成等、児童発達支援管理者の責務、管理者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、虐待等の禁止、秘密保持等、利益供与等の禁止及び苦情解決は、児童発達支援に同じ。

(3) 運営規程は、医療型児童発達支援に同じ。

(五) 基準該当通所支援に関する基準

(1) 従業者の員数

基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、(ア)又は(イ)の障害児の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 障害児の数が十までのもの 二以上

(イ) 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

イ 児童発達支援管理責任者 一以上

(2) 設備

ア 指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 保育所等訪問支援

(一) 基本方針

指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者の員数

指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

イ 児童発達支援管理責任者 一以上

(2) 管理者

児童発達支援に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(2) 設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、指定保育所等訪問支援の取扱方針、保育所等訪問支援計画の作成等、児童発達支援管理者の責務、管理者の責務、身体拘束等の禁止、虐待等の禁止、秘密保持等、利益供与等の禁止及び苦情解決は、児童発達支援に同じ。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十二号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、児童福祉法の一部が改正され、指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 指定障害児入所施設等の一般原則

(一) 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた入所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について適切な評価を実施すること等により障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならぬ。

(二) 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

(三) 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(四) 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

2 指定の申請者に関する事項

指定障害児入所施設の設置者の指定は、法人に対して行う。

3 指定福祉型障害児入所施設

(一) 人員に関する基準

(1) 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア 嘱託医 一以上

イ 看護師 (ア)又は(イ)の指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を二

十で除して得た数以上

(イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設
一
以上

ウ 児童指導員及び保育士

(ア) 児童指導員及び保育士の総数 a から c までの指定福祉型障害児入所施設の
区分に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 お
おむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所
させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）

b 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おお
むね障害児である乳幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数
を五で除して得た数の合計数以上（三十五人以下の障害児を入所させる指定
福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上）

c 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設
おおむね障害児の数を三・五で除して得た数以上

(イ) 児童指導員 一以上

(ウ) 保育士 一以上

エ 栄養士 一以上

オ 調理員 一以上

カ 児童発達支援管理責任者 一以上

(2) 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、
指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害
児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合に
は職業指導員を置かなければならない。

(3) 指定福祉型障害児入所施設の従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定福祉型
障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。

(二) 指定福祉型障害児入所施設の設備に関する基準

(1) 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を
設けなければならない。

(2) 次の指定福祉型障害児入所施設は、(1)の設備のほか、当該指定福祉型障害児入所
施設の区分に応じ、次に定める設備を設けなければならない。

ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所し
ている障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備

イ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業
指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等
身体の機能の不自由を助ける設備

ウ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

エ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 居室の基準は、次のとおりとする。

ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。

イ 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイにかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

エ 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

(4) 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(5) 設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。

(三) 指定福祉型障害児入所施設の運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、当該施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(2) 提供拒否の禁止

指定福祉型障害児入所施設の設置者は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

(3) 指定入所支援の取扱方針

ア 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

イ 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(4) 入所支援計画の作成等

指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- (5) 児童発達支援管理責任者の責務
児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に関する業務のほか、次の業務を行うものとする。
 - ア 障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること及び必要な援助を行うこと。
 - イ 障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
 - ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (6) 管理者による管理等
 - ア 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定福祉型障害児入所施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。
 - イ 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
 - ウ 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- (7) 運営規程
指定福祉型障害児入所施設の設置者は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- (8) 非常災害対策
 - ア 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
 - イ 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- (9) 身体拘束等の禁止
指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (10) 虐待等の禁止
指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(11) 秘密保持等

指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(12) 利益供与等の禁止

ア 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児相談支援事業者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

イ 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児相談支援事業者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(13) 苦情解決

指定福祉型障害児入所施設の設置者は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。

(14) 事故発生時の対応

指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県等、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 指定医療型障害児入所施設

(一) 人員に関する基準

(1) 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
ア 医療法に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

イ 児童指導員及び保育士

(ア) 児童指導員及び保育士の総数 a又はbの指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上

b 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

(イ) 児童指導員 一以上

(ウ) 保育士 一以上

ウ 心理指導を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

エ 理学療法士又は作業療法士 一以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

オ 児童発達支援管理責任者 一以上

(2) (1)の従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

(3) 従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。

(二) 設備に関する基準

(1) 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

ア 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。

イ 訓練室及び浴室を有すること。

(2) 次のア及びイの指定医療型障害児入所施設にあつては、(1)ア及びイの設備のほか、それぞれ次の設備を設けなければならない。

ア 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室

イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備及び義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(4) 設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。

(三) 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、施設入所支援の取扱方針、入所支援計画の策定等、児童発達支援管理責任者の責務、管理者による管理等、運営規程、非常災害対策、身体拘束等の禁止、虐待等の禁止、秘密保持等、利益供与等の禁止及び苦情解決は、福祉型障害児入所施設に同じ。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十三号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、障害者自立支援法の一部が改正され、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに基準該当障害福祉サービスに関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 指定障害福祉サービス事業者の一般原則

指定障害福祉サービス事業者は、利用者の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定の申請者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者の指定は、法人に対して行う。

3 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

(一) 基本方針

(1) 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下3において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(2) 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、調理、洗濯及び掃除等の家事、入浴、排せつ及び食事その他の居宅又は外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(3) 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食

事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

- (4) 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居室において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、排せつ及び食事その他の居室又は外出時における移動中の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業員

- ア 指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業員は、指定居宅介護を提供する者として知事が定めるものとし、その員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。
- イ 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専ら指定居宅介護の職務に従事する常勤の従業員のうち事業の規模に応じて、一人以上の従業員をサービス提供責任者としなければならない。

(2) 管理者

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(3) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護の人員に関する基準について

重度訪問介護、同行援護及び行動援護は、指定居宅介護の人員に関する基準に同じ。

(三) 設備に関する基準

- (1) 指定居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- (2) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護は、指定居宅介護の設備に関する基準に同じ。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に必要な重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(2) 提供拒否の禁止

指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(3) 取扱方針

指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

(4) 居宅介護計画の作成

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

(5) 管理者及びサービス提供責任者の責務

ア 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

イ サービス提供責任者は、指定居宅介護事業者に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(6) 運営規程

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(7) 秘密保持

指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(8) 利益供与等の禁止

指定居宅介護事業者並びにその従業者及び管理者は、相談支援事業を行う者その他障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(9) 苦情解決

指定居宅介護事業者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(10) 事故発生時の対応

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況等について、都道府県、市町村、家族等に連絡しなければならない。

(11) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護の運営に関する基準について

重度訪問介護、同行援護及び行動援護は、指定居宅介護の運営に関する基準に同じ。

(五) 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) 従業者

ア 基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者は、基準該当居宅介護を提供する者として知事が定めるものとし、その員数は、三以上とする。

イ 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(2) 管理者

基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(3) 設備及び備品等

基準該当居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、当該基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

4 療養介護

(一) 基本方針

指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定療養介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 医師 病院の有する病床の種別に応じて定める基準以上

イ 看護職員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上

ウ 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上

エ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数
管理者

指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

指定療養介護事業所は、病院として必要とされる設備その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 取扱方針

指定療養介護事業者は、(2)の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然か

つ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(2) 療養介護計画の作成

サービス管理責任者は、指定療養介護に係る利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針等を記載した療養介護計画を作成しなければならない。

(3) サービス管理責任者の責務

サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 利用申込に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

イ 利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(4) 機能訓練

指定療養介護事業者は、利用者に対して、必要な機能訓練を行わなければならない。

(5) 看護及び医学的管理の下における介護

指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

(6) 管理者の責務

指定療養介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

(7) 運営規程

指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用定員、非常災害対策など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(8) 非常災害対策

ア 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所に消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者及び従業者に周知しなければならない。

イ 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(9) 身体拘束等の禁止

指定療養介護事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(10) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、

苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「居宅介護等」という。）に同じ。

5 生活介護

(一) 基本方針

指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定生活介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 医師 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、平均障害程度区分に応じた数とする。

(イ) 看護職員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士の員数は、機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、指定生活介護の単位ごとに、必要な数とする。

(エ) 生活支援員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ウ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(2) 管理者

療養介護に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定生活介護事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所その他運営に必要な設備を設けなければならない。

(2) (1)の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

イ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

ウ 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(四) 運営に関する基準

(1) 介護

指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

(2) 運営規程

指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用定員、非常災害対策など事業の運

営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(3) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(4) 取扱方針、生活介護計画の作成、サービス管理責任者の責務、管理者の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

(五) 基準該当障害福祉サービスに関する基準

基準該当生活介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者であって、生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数とみなした場合において必要とされる数以上であること。

6 短期入所

(一) 基本方針

指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

ア 指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う併設事業所に置くべき従業者は、当該施設を運営するために必要となる従業者とし、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次のとおりとする。

(ア) 指定障害者支援施設等のうち入所施設等が併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

(イ) 指定共同生活介護事業者、宿泊型の自立訓練の事業を行う指定自立訓練（生活訓練）事業者又は指定共同生活援助事業者（以下6において「指定共同生活介護事業者等」という。）が併設事業所を設置する場合 指定短期入所を提供する時間帯に応じた数

イ 指定障害者支援施設等の利用者に利用されていない居室を利用した空床利用型事業所に置くべき従業者は、当該施設を運営するために必要となる従業者と

し、当該施設及び空床利用型事業所に置くべき従業者の総数は、次のとおりとする。

(ア) 指定障害者支援施設等のうち入所施設等が空床利用型事業所を設置する場合当該入所施設等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設の利用者の数とみなした場合において、必要とされる数以上

(イ) 指定共同生活介護事業者等が空床利用型事業所を設置する場合 指定短期入所を提供する時間帯に応じた数

(2) 管理者

居宅介護等に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所又は指定障害者支援施設等の利用者によりされていない居室を用いるものでなければならない。

(2) 併設事業所は、当該併設事業所と同一敷地内にある併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

(3) 空床利用型事業所は、指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有すること。

(四) 運営に関する基準

(1) 取扱方針

指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

(2) 運営規程

指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用定員、非常災害対策など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(3) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(4) 管理者の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

(五) 基準該当障害福祉サービスに関する基準

基準該当短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、基準該当生活介護とみなされる通いサービス等を利用する指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するものであること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員は、基準該当生活介護とみなされる通いサービス等の利用定員を三で除して得た数から九までの範囲内とすること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

7 重度障害者等包括支援

(一) 基本方針

指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

ア 指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

イ 指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、サービス提供責任者を一人以上置かなければならない。

ウ サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものでなければならない。

エ サービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。

(2) 管理者

居宅介護等と同じ。

(三) 設備に関する基準

居宅介護等と同じ。

(四) 運営に関する基準

(1) 取扱方針

指定重度障害者等包括支援事業者は、(2)のサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者に対する支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(2) サービス利用計画の作成

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週ごとに具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援のサービス利用計画を作成しなければならない。

(3) 運営規程

指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(4) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(5) 管理者の責務は、療養介護に同じ。

8 共同生活介護

(一) 基本方針

指定共同生活介護の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談及び助言その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定共同生活介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

イ 生活支援員 常勤換算方法で、障害程度区分及び利用者の数に応じて規則に定める数以上

ウ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(2) 管理者

指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 共同生活住居は、住宅地等で利用者の家族及び地域住民と交流しやすい地域にあり、かつ、入所により一日を通してサービスを提供する入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

(2) 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

(3) 共同生活住居の入居定員は、二人以上十人以下とする。

(4) ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

(四) 運営に関する基準

(1) 取扱方針

指定共同生活介護事業者は、(6)の共同生活介護計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(2) サービス管理責任者の責務

サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 利用申込に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の身体及び精神の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

イ 利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

ウ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(3) 介護及び家事等

ア 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

イ 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

(4) 運営規程

指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、入居定員、非常災害対策など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(5) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(6) 共同生活介護計画の作成、管理者の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

9 自立訓練（機能訓練）

(一) 基本方針

指定自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一年六月間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

- (1) 従業者
 - ア 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。
 - (7) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。
 - b 看護職員の員数は、一以上とする。
 - c 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。
 - d 生活支援員の員数は、一以上とする。
 - (イ) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数
 - イ 利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、アの員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- (2) 管理者
療養介護に同じ。
- (三) 設備に関する基準
生活介護に同じ。
- (四) 運営に関する基準
 - (1) 訓練
指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。
 - (2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決、事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。
 - (3) 取扱方針、自立訓練（機能訓練）計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。
 - (4) 運営規程は、生活介護に同じ。
 - (五) 基準該当障害福祉サービスに関する基準
基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護事業者であって、自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護を提供するものであること。
 - (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。
 - (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護の利用者の数及び基

準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数とみなした場合において必要とされる数以上であること。

10 自立訓練（生活訓練）

(一) 基本方針

指定自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、二年間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

ア 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、

a に掲げる利用者の数を六で除して得た数とbに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

a bに掲げる利用者以外の利用者

b 指定宿泊型自立訓練の利用者

(イ) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合は、一以上

(ウ) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

イ 健康上の管理などの必要がある利用者がいること等により看護職員を置く指定自立訓練（生活訓練）事業所については、生活支援員及び看護職員の員数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

(2) 管理者

療養介護に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(2) (1)の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

イ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

ウ 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等と同じ。

(2) 取扱方針、自立訓練（生活訓練）計画の作成、管理者の責務、サービス管理責

任者の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

(3) 運営規程は、生活介護に同じ。

(4) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。

(五) 基準該当障害福祉サービスに関する基準

基準該当自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者であつて、自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で当該面積を除いて得た面積が三平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数とみなした場合において必要とされる数以上であること。

11 就労移行支援

(一) 基本方針

指定就労移行支援の事業は、就労を希望する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、二年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定就労移行支援事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 職業指導員及び生活支援員

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(イ) 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。

イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上

ウ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(2) 管理者

療養介護に同じ。

(三) 設備に関する基準

指定就労移行支援事業所の設備は、生活介護に同じ。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、

苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(2) 取扱方針、就労移行支援計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

(3) 運営規程は、生活介護に同じ。

(4) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。

12 就労継続支援A型

(一) 基本方針

指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 職業指導員及び生活支援員

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

(イ) 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。

イ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(2) 管理者

療養介護に同じ。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定就労継続支援A型事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(2) (1)の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

イ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

ウ 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(四) 運営に関する基準

(1) 雇用契約の締結

指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(3) 取扱方針、就労継続支援A型計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者

の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

(4) 運営規程は、生活介護に同じ。

(5) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。

13 就労継続支援B型

(一) 基本方針

指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

就労継続支援A型に同じ。

(三) 設備に関する基準

就労継続支援A型に同じ。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(2) 取扱方針、就労継続支援B型計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

(3) 運営規程は、生活介護に同じ。

(4) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。

(5) 基準該当障害福祉サービスに関する基準

基準該当就労継続支援B型事業者は、社会福祉法又は生活保護法に規定する授産施設を経営する者でなければならない。

14 共同生活援助

(一) 基本方針

指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定共同生活援助事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上

イ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(2) 管理者

共同生活介護に同じ。

(三) 設備に関する基準

共同生活介護に同じ。

(四) 運営に関する基準

(1) 家事等

調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、利益供与等の禁止、苦情解決及び事故発生時の対応は、居宅介護等に同じ。

(3) 共同生活援助計画の作成、管理者の責務、非常災害対策及び身体拘束等の禁止は、療養介護に同じ。

(4) 取扱方針、サービス管理責任者の責務及び運営規程は、共同生活介護に同じ。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十四号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、障害者自立支援法の一部が改正され、指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 指定障害者支援施設的一般原則

指定障害者支援施設は、利用者の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定の申請者に関する事項

指定障害者支援施設の指定は、法人に対して行う。

3 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

(一) 人員に関する基準

指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 医師 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbの数を合計した数以上とする。

a 平均障害程度区分に応じた数

b 知事が定める者である利用者の数を十で除して得た数

(イ) 看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士の員数は、機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(エ) 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ウ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、利用者の

数を六で除して得た数以上とする。

(イ) 看護職員の員数は、一以上とする。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

(エ) 生活支援員の員数は、一以上とする。

イ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 生活支援員 利用者の数を六で除して得た数以上

イ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(4) 就労移行支援を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(イ) 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。

イ 就労支援員 利用者の数を十五で除して得た数以上

ウ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(5) 就労継続支援B型を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

(イ) 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。

イ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、利用者の数に応じた数

イ サービス管理責任者 指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

(二) 設備に関する基準

(1) 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(2) 設備の基準は、次のとおりとする。

ア 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

イ 居室

(ア) 一の居室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 地階に設けないこと。

(ウ) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- ウ 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- エ 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- オ 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- カ 便所 居室のある階ごとに設けること。
- キ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- ク 廊下幅 一・五メートル以上とすること。

(三) 運営に関する基準

- (1) 内容及び手続の説明及び同意
指定障害者支援施設の設置者は、支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に必要な重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- (2) 提供拒否の禁止
指定障害者支援施設の設置者は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。
- (3) 取扱方針
指定障害者支援施設の設置者は、(4)の施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- (4) 施設障害福祉サービス計画の作成
サービス管理責任者は、施設障害福祉サービスに係る利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した施設障害福祉サービス計画を作成しなければならない。
- (5) サービス管理責任者の責務
サービス管理責任者は、次の業務を行うものとする。
 - ア 利用申込に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - イ 利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (6) 介護
指定障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。
- (7) 訓練
指定障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をも

- って訓練を行わなければならない。
- (8) 管理者による管理等
- 指定障害者支援施設の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- (9) 運営規程
- 指定障害者支援施設の設置者は、指定障害者支援施設の目的及び運営の方針、提供する施設障害福祉サービスの種類、従業者の職種、員数及び職務の内容、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員、非常災害対策など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- (10) 非常災害対策
- ア 指定障害者支援施設の設置者は、指定障害者支援施設に消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者及び従業者に周知しなければならない。
- イ 指定障害者支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- (11) 身体拘束等の禁止
- 指定障害者支援施設の設置者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- (12) 秘密保持
- 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (13) 利益供与等の禁止
- 指定障害者支援施設の設置者並びにその従業者及び管理者は、相談支援事業を行う者その他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (14) 苦情解決
- 指定障害者支援施設の設置者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- (15) 事故発生時の対応
- 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況等について、都道府県、市町村、家族等に連絡しなければならない。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十五号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、障害者自立支援法の一部が改正され、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 障害福祉サービス事業者の一般原則

障害福祉サービス事業者は、利用者の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 療養介護

(一) 基本方針

療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 構造設備

療養介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(三) 管理者の資格要件

療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(四) 運営規程

療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容、利用定員及び非常災害対策など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(五) 非常災害対策

(1) 療養介護事業者は、療養介護事業所に消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者及び職員に周知しなければならない。

(2) 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(六) 規模

療養介護事業所の規模は、二十人以上の人員が利用できるものでなければならぬ。

(七) 設備

療養介護事業所は、病院として必要とされる設備その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(八) 職員

療養介護事業所ごとに置くべき職員は、次のとおりとする。

(1) 管理者 一

(2) 医師 病院の有する病床の種別に応じて定める基準以上

(3) 看護職員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上

(5) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(九) 取扱方針

療養介護事業者は、(十)の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(十) 療養介護計画の作成

サービス管理責任者は、療養介護に係る利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針等を記載した療養介護計画を作成しなければならない。

(十一) サービス管理責任者の責務

サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(十二) 機能訓練

療養介護事業者は、利用者に対して、必要な機能訓練を行わなければならない。

(十三) 看護及び医学的管理の下における介護

療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

(十四) 管理者の責務

療養介護事業所の管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

(五) 身体拘束等の禁止

療養介護事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(六) 秘密保持

療養介護事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(七) 苦情解決

療養介護事業者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(八) 事故発生時の対応

療養介護事業者は、療養介護の提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況等について、都道府県、市町村、家族等に連絡しなければならない。

3 生活介護

(一) 基本方針

生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 構造設備

生活介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(三) 管理者の資格要件

生活介護事業所の管理者は、社会福祉事業に二年以上従事した者等でない限りならない。

(四) 運営規程

生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容、利用定員及び非常災害対策など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(五) 規模

生活介護事業所の規模は、二十人以上の人員が利用できるものでなければならない。

(六) 設備

- (1) 生活介護の事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- (2) (1)の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

イ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

ウ 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(七) 職員

生活介護事業所ごとに置くべき職員は、次のとおりとする。

(1) 管理者 一

(2) 医師 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、平均障害程度区分に応じた数とする。

イ 看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の員数は、機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、必要な数とする。

エ 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(4) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(八) 介護

生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

(九) 取扱方針、生活介護計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、秘密保持、苦情解決及び事故発生時の対応は、療養介護に同じ。

4 自立訓練（機能訓練）

(一) 基本方針

自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一年六月間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 職員

自立訓練（機能訓練）事業所ごとに置くべき職員は、次のとおりとする。

(1) 管理者 一

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

イ 看護職員の員数は、一以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

エ 生活支援員の員数は、一以上とする。

(3) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(三) 訓練

自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

(四) 取扱方針、自立訓練（機能訓練）計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、秘密保持、苦情解決及び事故発生時の対応は、療養介護に同じ。

(五) 構造設備、管理者の資格要件、運営規程、規模及び設備は、生活介護に同じ。

5 自立訓練（生活訓練）

(一) 基本方針

自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、二年間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 規模

自立訓練（生活訓練）事業所の規模は、二十人以上の人員が利用できるものでなければならない。

(三) 設備

(1) 自立訓練（生活訓練）の事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(2) (1)の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

イ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

ウ 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(四) 職員

(1) 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに置くべき職員は、次のとおりとする。

ア 管理者 一

イ 生活支援員 常勤換算方法で、(ア)に掲げる利用者の数を六で除して得た数と

(イ)に掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

(ア) (イ)に掲げる利用者以外の利用者

(イ) 宿泊型自立訓練の利用者

ウ 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合は、一以上

エ サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(2) 健康上の管理などの必要がある利用者がいること等により看護職員を置く自立訓練（生活訓練）事業所については、生活支援員及び看護職員の員数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

- (五) 取扱方針、自立訓練（生活訓練）計画の作成、管理者の責務、サービスの管理責任者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、秘密保持、苦情解決及び事故発生時の対応は、療養介護に同じ。
- (六) 構造設備、管理者の資格要件及び運営規程は、生活介護に同じ。
- (七) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。

6 就労移行支援

- (一) 基本方針
就労移行支援の事業は、就労を希望する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、二年間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 設備

就労移行支援事業所の設備は、生活介護に同じ。

(三) 職員

就労移行支援事業所ごとに置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 一
- (2) 職業指導員及び生活支援員
ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。
イ 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。
- (3) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上
- (4) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数
- (四) 取扱方針、就労移行支援計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、秘密保持、苦情解決及び事故発生時の対応は、療養介護に同じ。
- (五) 構造設備、管理者の資格要件、運営規程及び規模は、生活介護に同じ。
- (六) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。

7 就労継続支援A型

(一) 基本方針

就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 管理者の資格要件

就労継続支援A型事業所の管理者は、社会福祉事業に二年以上従事した者等でない限りならない。

(三) 規模

就労継続支援A型事業所の規模は、十人以上の人員が利用できるものでなければならない。

(四) 設備

(1) 就労継続支援A型の事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(2) (1)の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

イ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

ウ 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(五) 職員

就労継続支援A型事業所ごとに置くべき職員は、次のとおりとする。

(1) 管理者 一

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

イ 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。

(3) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(六) 雇用契約の締結

就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

(七) 取扱方針、就労継続支援A型計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、秘密保持、苦情解決及び事故発生時の対応は、療養介護に同じ。

(八) 構造設備及び運営規程は、生活介護に同じ。

(九) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。

8 就労継続支援B型

(一) 基本方針

就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(二) 取扱方針、就労継続支援B型計画の作成、管理者の責務、サービス管理責任者の責務、非常災害対策、身体拘束等の禁止、秘密保持、苦情解決及び事故発生時の対応は、療養介護に同じ。

- (三) 構造設備、運営規程及び規模は、生活介護に同じ。
- (四) 訓練は、自立訓練（機能訓練）に同じ。
- (五) 管理者の資格要件、設備及び職員は、就労継続支援A型に同じ。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十六号）（障害者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、障害者自立支援法の一部が改正され、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 障害者支援施設の一般原則

障害者支援施設は、利用者の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならぬ。

2 構造設備

障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

3 施設長の資格要件

障害者支援施設の施設長は、社会福祉事業に二年以上従事した者等でなければならない。

4 運営規程

障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設の目的及び運営の方針、提供する施設障害福祉サービスの種類、職員の職種、員数及び職務の内容、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員、非常災害対策など事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

5 非常災害対策

(一) 障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設に消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者及び職員に周知しなければならない。

(二) 障害者支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

6 規模

障害者支援施設の施設並びに設備及び備品は、施設障害福祉サービスの種類に応じた人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

7 設備

(一) 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室そ

の他運営上必要な設備を設けなければならない。

(二) 設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、九・九平方メートル以上とすること。

(3) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(6) 便所 居室のある階ごとに設けること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 一・五メートル以上とすること。

8 職員

障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(一) 施設長 一

(二) 生活介護を行う場合

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、(ア)及び(イ)の数を合計した数以上とする。

(ア) 平均障害程度区分に応じた数

(イ) 知事が定める者である利用者の数を十で除して得た数

イ 看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の員数は、機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(3) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(三) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

イ 看護職員の員数は、一以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

エ 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(四) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

(1) 生活支援員 利用者の数を六で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(五) 就労移行支援を行う場合

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

イ 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。

(2) 就労支援員 利用者の数を十五で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(六) 就労継続支援B型を行う場合

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

イ 職業指導員及び生活支援員の員数は、それぞれ一以上とする。

(2) サービス管理責任者 利用者の数に応じた数

(七) 施設入所支援を行う場合

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、利用者の数に応じた数

(2) サービス管理責任者 障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

9 施設障害福祉サービスの取扱方針

障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

10 施設障害福祉サービス計画の作成

サービス管理責任者は、施設障害福祉サービスに係る利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した施設障害福祉サービス計画を作成しなければならない。

11 サービス管理責任者の責務

サービス管理責任者は、次の業務を行うものとする。

(一) 利用申込に際し、障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(二) 利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

12 介護

障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

13 訓練

障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

14 施設長の責務

障害者支援施設の施設長は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

15 身体拘束等の禁止

障害者支援施設の設置者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

16 秘密保持

障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

17 苦情解決

障害者支援施設の設置者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

18 事故発生時の対応

障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況等に対し講じた措置について、都道府県、市町村、家族等に連絡しなければならない。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十七号）（高齢者支援課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、社会福祉法の一部が改正され、社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、社会福祉施設のうち軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本方針

(一) 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならぬ。

(二) 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うように努めなければならない。

(三) 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 設備及び運営に関する基準

(一) 設備の基準

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

イ 地階に設けないこと。

ウ 定員一人の一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル以上とし、定員二人の一の居室の床面積は、三十一・九平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 食堂

(4) 浴室 老人の入浴に適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 事務室その他の運営上必要な設備

(二) 職員の配置の基準

軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 一
- (2) 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上
- (3) 介護職員 一般入所者の数に応じた数
- (4) 栄養士 一以上
- (5) 事務員 一以上
- (6) 調理員その他の職員 軽費老人ホームの実情に応じた適當数

(三) 運営の基準

(1) 運営規程

軽費老人ホームの設置者は、施設の目的及び運営の方針、職員の職種、数及び職務の内容、入所定員並びに入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額など施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 非常災害対策

ア 軽費老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

イ 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(3) 入所申込者等に対する説明等

軽費老人ホームの設置者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を文書の交付その他規則で定める方法により提供して説明し、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(4) サービス提供の方針

ア 軽費老人ホームの設置者は、入所者が安心して生き生きと明るく生活できる

よう、当該入所者の心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならぬ。

イ 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

ウ 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(5) 秘密保持等

軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(6) 苦情への対応

軽費老人ホームの設置者は、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(7) 事故発生の防止及び発生時の対応

ア 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合及びその危険性がある事態が生じた場合の当該事実の報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するなどの措置を講じなければならない。

イ 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに県、入所者の家族等に連絡しなければならない。

3 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(一) 設備の基準

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

イ 地階に設けないこと。

ウ 入所者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

エ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂

(3) 浴室 老人の入浴に適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(4) 洗面所

- (5) 便所
- (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (7) 面談室
- (8) 洗濯室又は洗濯場
- (9) 宿直室
- (10) 事務室その他運営上必要な設備

(二) 職員の配置の基準

都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 一
- (2) 生活相談員 一以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で一以上
- (4) 栄養士 一以上
- (5) 事務員 一以上
- (6) 調理員その他の職員 都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当数

(三) 運営の基準

軽費老人ホームの運営の基準に同じ。

4 軽費老人ホームA型の設備及び運営に関する基準

(一) 設備の基準

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、原則として一人とすること。
 - イ 地階に設けないこと。
 - ウ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル以上とすること。
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室 老人の入浴に適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室 診療所とすること。
- (9) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 事務室その他の運営上必要な設備

(二) 職員の配置の基準

軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 一
- (2) 生活相談員 入所者の数に応じた数
- (3) 介護職員 入所者の数に応じた数
- (4) 看護職員 入所者の数に応じた数
- (5) 栄養士 一以上
- (6) 事務員 二以上
- (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (8) 調理員その他の職員 軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

(三) 運営の基準

軽費老人ホームの運営の基準に同じ。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第六十八号）（介護保険課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法の一部が改正され、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに基準該当居宅サービスに関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 指定居宅サービスの事業の一般原則

指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域との結び付きを重視し、市町村並びに居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

2 指定の申請者に関する事項

指定居宅サービス事業者の指定は、法人に対して行う。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に係る指定の申請についてはこの限りでない。

3 訪問介護

(一) 基本方針

指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

ア 指定訪問介護事業所ごとに置くべき従業者は、訪問介護員等とし、その員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

イ 常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が四十又はその端数を増すごとに以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(2) 管理者

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬ。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書等により説明し、提供の開始について同意を得なければならない。

(2) 提供拒否の禁止

指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(3) 指定訪問介護の基本的取扱方針

指定訪問介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、指定訪問介護の目標を設定し、計画的に指定訪問介護を提供しなければならない。

(4) 訪問介護計画の作成

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

(5) 運営規程

指定訪問介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(6) 秘密保持等

指定訪問介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。

(7) 利益供与等の禁止

指定訪問介護事業者並びにその従業者及び管理者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、財産上の利益を供与してはならない。

(8) 苦情処理等

指定訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。

(9) 事故発生時の対応

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供により事故が発生したときは、速

やかに必要な措置を講じるとともに、市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

(五) 基準該当居宅サービスに関する基準

(1) 従業者

ア 基準該当訪問介護事業所ごとに置くべき従業者は、訪問介護員等とし、その員数は、三以上とする。

イ 訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(2) 管理者

基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

4 訪問入浴介護

(一) 基本方針

指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことよって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 看護師又は准看護師（以下4において「看護職員」という。） 一以上

イ 介護職員 二以上

(2) 管理者

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 指定訪問入浴介護の基本的取扱方針

指定訪問入浴介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

(2) 運営規程

指定訪問入浴介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業

者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (3) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

(五) 基準該当居宅サービスに関する基準

- (1) 従業者

基準該当訪問入浴介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 看護職員 一以上

イ 介護職員 二以上

- (2) 管理者

基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

5 訪問看護

(一) 基本方針

指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

- (1) 従業者

ア 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）ごとに置くべき従業者（以下5において「看護師等」という。）は、次のとおりとする。

(ア) 保健師、看護師又は准看護師（以下5において「看護職員」という。）

常勤換算方法で、二・五以上

(イ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適当数

イ 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。）ごとに置くべき看護師等は、看護職員とし、その員数は、適当数とする。

- (2) 管理者

ア 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

イ アの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。

(三) 設備に関する基準

- (1) 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を

備えなければならない。

- (2) 指定訪問看護を担当する医療機関には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

- (1) 指定訪問看護の基本的取扱方針

指定訪問看護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に指定訪問看護を提供しなければならない。

- (2) 訪問看護計画書の作成

看護師等は、利用者の希望、主治の医師の指示及び当該利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、具体的なサービスの内容等を記録した訪問看護計画書を作成しなければならない。

- (3) 運営規程

指定訪問看護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (4) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

6 訪問リハビリテーション

(一) 基本方針

指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

指定訪問リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とする。

(三) 設備に関する基準

指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設とし、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

- (1) 指定訪問リハビリテーションの基本的取扱方針

指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの目標を設定し、計画的に指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。

(2) 訪問リハビリテーション計画の作成

医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定訪問リハビリテーションの目標、具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

(3) 運営規程

指定訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

7 居宅療養管理指導

(一) 基本方針

指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下7において同じ。）、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者は、医師又は歯科医師及び薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士とし、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者は、薬剤師とする。

(3) 指定訪問看護ステーション等である指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者は、看護職員とする。

(三) 設備に関する基準

指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、事業の運営に必要な広さを有しているものでなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 指定居宅療養管理指導の基本的取扱方針

指定居宅療養管理指導事業者は、計画的に指定居宅療養管理指導を提供しなけ

ればならない。

(2) 運営規程

指定居宅療養管理指導事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(3) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

8

通所介護

(一) 基本方針

指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が一以上確保されるために必要な数

イ 看護師又は准看護師（以下8において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数

ウ 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯で除して得た数が利用者の数が十五人までの場合にあつては一以上十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えて得た数以上確保されるために必要な数

エ 機能訓練指導員 一以上

(2) 管理者

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定通所介護事業所には、専ら指定通所介護の事業の用に供する食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、指定通所介護の提供に必要なそ

他の設備及び備品等並びに非常災害に対処するための必要な設備を備えなければならぬ。

(2) 設備の基準は、次のとおりとする。

ア 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
イ 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(四) 運営に関する基準

(1) 指定通所介護の基本的取扱方針

指定通所介護事業者は、指定通所介護の目標を設定し、計画的に指定通所介護を提供しなければならない。

(2) 通所介護計画の作成

指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

(3) 運営規程

指定通所介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 非常災害対策

指定通所介護事業者は、非常災害に対処するための具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、定期的に従業員に周知するとともに、定期的に必要な訓練を行わなければならない。

(5) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応
訪問介護に同じ。

(五) 指定療養通所介護に関する基準

(1) 基本方針

指定療養通所介護の事業は、重度の要介護者等（以下(五)において「利用者」という。）が可能な限り居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(2) 従業者

指定療養通所介護事業所に置くべき従業者は、看護職員又は介護職員とし、その員数は、利用者の数が一・五に対し、指定療養通所介護を提供している時間帯

を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たるこれらの従業者が一以上確保されるために必要な数以上とする。

(3) 管理者

ア 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

イ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の看護師でなければならない。

(4) 設備及び備品等

ア 指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を設けるほか、非常災害に対処するための必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

(5) 内容及び手続の説明及び同意

指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書等により説明し、提供の開始について同意を得なければならない。

(6) 療養通所介護計画の作成

指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれていた環境を踏まえて、機能訓練等の目標、具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

(7) 運営規程

指定療養通所介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(8) 提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応
訪問介護に同じ。

(9) 指定療養通所介護の基本的取扱方針及び非常災害対策
通所介護に同じ。

(六) 基準該当居宅サービスに関する基準

(1) 従業者

基準該当通所介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該基準該当

通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数

イ 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数

ウ 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えて得た数以上確保されるために必要な数

エ 機能訓練指導員 一以上
管理者

(2) 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

9 通所リハビリテーション

(一) 基本方針

指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 指定通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 医師 指定通所リハビリテーションの提供に必要な一以上の数

イ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下9において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

(ア) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあつては当該指定通所リハビリテーションの提供を行う時間帯（以下「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあつては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されること。

(イ) (ア)の従業者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上確保されること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、従業者の員数を、次の基準を満たすために必要な数とすることができる。

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあつては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあっては提供時間を通じて当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されること。

イ アの従業者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は一年以上の実務経験を有する看護師の員数が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

(三) 設備に関する基準

指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であつて、その面積が三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の広さを有するものを設けなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 指定通所リハビリテーションの基本的取扱方針

指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、指定通所リハビリテーションの目標を設定し、計画的に指定通所リハビリテーションを行わなければならない。

(2) 通所リハビリテーション計画の作成

医師及び理学療法士、作業療法士等（以下「医師等の従業者」という。）は、利用者の診療又は運動機能等の検査等の結果をもとに、共同して、当該利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定通所リハビリテーションの目標、具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

(3) 運営規程

指定通所リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

(5) 非常災害対策

通所介護に同じ。

10 短期入所生活介護

(一) 基本方針

指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

ア 指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

(ア) 医師 一以上

(イ) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

(ウ) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下10において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

(エ) 栄養士 一以上

(オ) 機能訓練指導員 一以上

(カ) 調理員その他の従業者 事業所の実情に応じた適當数

イ 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき従業者の員数については、アにかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 管理者

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

ア 居室、静養室その他の利用者が日常生活を営む場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 居室等を二階に設けている場合であつて、次の要件の全てを満たすこと。

(ア) 所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、非常災害に関する具体的な計画（以下「計画」という。）に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 避難訓練等は、計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
(ウ) 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

ウ 居室等（居室及び静養室を除く。）を地階に設けている場合であつて、この要件の全てを満たすこと。

(2) 指定短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定短期入所生活介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(3) 設備の基準は、次のとおりとする。

ア 居室

一の居室の定員は、四人以下とし、利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

イ 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した床面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

エ 便所及び洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。

(4) 指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書等により説明し、提供についての同意を得なければならない。

(2) 指定短期入所生活介護の取扱方針

指定短期入所生活介護事業者は、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

(3) 短期入所生活介護計画の作成

指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、サービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

(4) 運営規程

指定短期入所生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用定員などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(5) 提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

(6) 非常災害対策

通所介護に同じ。

(五) ユニット型指定短期入所生活介護に関する基準

(1) 基本方針

ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(2) 設備及び備品等

ア ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(ア) ユニット、浴室その他の入居者が日常生活を営む場所（以下「ユニット等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(イ) ユニット等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

a 所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

b 避難訓練等は、計画に従い昼間及び夜間のそれぞれに行うこと。

c 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(ウ) ユニット等（ユニットを除く。）を地階に設けている場合であって、(イ)の要件の全てを満たすこと。

イ ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

ウ イの設備の基準は、次のとおりとする。

(ア) ユニット

a 居室

- (a) 一の居室の定員は、一人とすること。
- (b) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員は、おおむね十人以下としなければならない。

b 共同生活室

- (a) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとする。
- (b) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (c) 必要な設備及び備品を備えること。

c 洗面設備及び便所 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

- (イ) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

エ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

(4) 指定短期入所生活介護の取扱方針

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

(5) 運営規程

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用定員などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (6) 内容及び手続の説明、提供拒否の禁止、短期入所生活介護計画の作成、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等、事故発生時の対応及び非常災害対策

短期入所生活介護に同じ。

(六) 基準該当居宅サービスに関する基準

(1) 従業者

基準該当短期入所生活介護従業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- ア 生活相談員 一以上
- イ 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

- ウ 栄養士 一以上
- エ 機能訓練指導員 一以上
- オ 調理員その他の従業者 事業所の実情に応じた適當数
- (2) 管理者

基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

11 短期入所療養介護

(一) 基本方針

指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき従業者は、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下11において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者をおよぼすこれらの施設の入所者又は入院患者とみなした場合におけるこれらの施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 診療所である指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき従業者は、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置く看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことにより一以上とする。

(三) 設備に関する基準

(1) 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、それぞれ、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる施設及び設備を有すること。

(2) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所次のとおりとする。

- ア 病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。
- イ 食堂及び浴室並びに機能訓練を行うための場所を有すること。

(四) 運営に関する基準

(1) 指定短期入所療養介護の取扱方針
指定短期入所療養介護事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用

者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して指定短期入所療養介護を提供しなければならない。

(2) 短期入所療養介護計画の作成

指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、指定短期入所療養介護の目標、具体的サービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

(3) 運営規程

指定短期入所療養介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

(5) 非常災害対策

通所介護に同じ。

(6) 内容及び手続の説明及び同意

短期入所生活介護に同じ。

(五) ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準

(1) ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(2) 設備に関する基準

介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、それぞれユニット型介護老人保健施設又はユニット型指定介護療養型医療施設として必要とされる施設及び設備を有すること。

(3) 指定短期入所療養介護の取扱方針

ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立した生活を支援する

ことを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に指定短期入所療養介護を提供しなければならない。

(4) 運営規程

ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(5) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、短期入所療養介護計画の作成、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等、事故発生時の対応及び非常災害対策

短期入所療養介護に同じ。

12 特定施設入居者生活介護

(一) 基本方針

指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定特定施設に置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

イ 看護師若しくは准看護師（以下12において「看護職員」という。）又は介護職員 次の基準を満たす数以上

(ア) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(イ) 看護職員の数は、次に掲げるとおりとすること。

a 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

b 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ウ 機能訓練指導員 一以上

エ 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を加

えて得た数を標準とすること。)

(2) 管理者

指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

(2) 指定特定施設には、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けなければならない。

(3) 指定特定施設の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。

ア 介護居室

(ア) 一の居室の定員は、一人とすること。

(イ) プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。

(ウ) 地階に設けないこと。

イ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

オ 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

カ 食堂及び機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明並びに契約の締結等

指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等又はその家族から提供の申込みがあった場合には、あらかじめ、これらの者に対し、重要事項に関する規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書等により説明し、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(2) 提供の開始等

指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

(3) 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針

指定特定施設入居者生活介護事業者は、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

(4) 特定施設サービス計画の作成

計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者の解決すべき課題に

基づき、他の従業者と協議の上、指定特定施設入居者生活介護の目標及び当該目標の達成時期、サービスの内容並びにサービス提供上の留意点等を記載した特定施設サービス計画を作成しなければならない。

(5) 運営規程

指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、特定施設従業者の職種、員数及び職務内容、入居定員及び居室数などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(6) 秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

(7) 非常災害対策

通所介護に同じ。

(五) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する基準

(1) 基本方針

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が委託した受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態になった場合でも、利用者が、指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(2) 従業者

ア 指定特定施設ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

(ア) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

(イ) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上

(ウ) 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。）

イ 管理者

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(3) 設備に関する基準

ア 指定特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

イ 指定特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けなければならない。

ウ 居室、浴室、便所及び食堂の基準は、次のとおりとする。

(ア) 居室 非常時の通報装置又はこれに代わる設備を設けるほか、指定特定施

設入居者生活介護の介護居室に同じ。

(イ) 浴室、便所及び食堂 指定特定施設入居者生活介護に同じ。

(4) 内容及び手続の説明並びに契約の締結等

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等又はその家族から提供の申込みがあった場合には、あらかじめこれらの者に対し、重要事項に関する規程の概要、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容及びサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書等により説明し、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(5) 運営規程

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、外部サービス利用型指定施設従業員の職種、員数及び職務の内容、入居定員及び居室数などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(6) 提供の開始等、指定特定施設入居者生活介護の取扱方針、特定施設サービス計画の作成

特定施設入居者生活介護に同じ。

(7) 秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

訪問介護に同じ。

(8) 非常災害対策

通所介護に同じ。

13 福祉用具貸与

(一) 基本方針

指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(2) 管理者

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に

従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管のために必要な設備及び福祉用具の消毒のために必要な器材並びに事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(2) 福祉用具の保管のために必要な設備の基準は、清潔であり、消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分して保管することが可能であることとする。

(3) 福祉用具の消毒のために必要な器材は、取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有することとする。

(四) 運営に関する基準

(1) 指定福祉用具貸与の基本的取扱方針

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の目標を設定し、計画的に指定福祉用具貸与を提供しなければならない。

(2) 福祉用具貸与計画の作成

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

(3) 運営規程

指定福祉用具貸与事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応
訪問介護に同じ。

(五) 基準該当居宅サービスに関する基準

(1) 従業者

基準該当福祉用具貸与事業所ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で二以上とする。

(2) 管理者

指定福祉用具貸与に同じ。

14 特定福祉用具販売

(一) 基本方針

指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで

きるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者へ介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(2) 管理者

指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

指定特定福祉用具販売事業者は、当該事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応
訪問介護に同じ。

(3) 指定特定福祉用具販売の基本的取扱方針及び運営規程
福祉用具貸与に同じ。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（条例第六十九号）（介護保険課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法の一部が改正され、介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに基準該当介護予防サービスに関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 指定介護予防サービスの事業の一般原則

指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域との結び付きを重視し、市町村並びに介護予防支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

2 指定の申請者に関する事項

指定介護予防サービス事業者の指定は、法人に対して行う。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

3 介護予防訪問介護

(一) 基本方針

指定介護予防訪問介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

- ア 指定介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき従業者は、訪問介護員等とし、その員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。
- イ 常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

- (2) 管理者
指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
- (三) 設備に関する基準
指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- (四) 運営に関する基準
 - (1) 内容及び手続の説明及び同意
指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付等により説明し、提供の開始について同意を得なければならない。
 - (2) 提供拒否の禁止
指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。
 - (3) 運営規程
指定介護予防訪問介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間など事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (4) 秘密保持等
指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - (5) 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止
指定介護予防訪問介護事業者並びにその従業者及び管理者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、財産上の利益を供与してはならない。
 - (6) 苦情処理等
指定介護予防訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
 - (7) 事故発生時の対応
指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村、当該利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡しなければならない。
- (五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防訪問介護の基本的取扱方針
指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の目標を設定し、計画的に指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(2) 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針

ア サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。

イ サービス提供責任者は、サービスの提供期間が終了するまでの間に、少なくとも一回、当該計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(六) 基準該当介護予防サービスに関する基準

(1) 従業者

ア 基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき従業者は、訪問介護員等とし、その員数は、三以上とする。

イ 訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(2) 管理者

基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

4 介護予防訪問入浴介護

(一) 基本方針

指定介護予防訪問入浴介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 看護師又は准看護師（以下4において「看護職員」という。） 一以上

イ 介護職員 一以上

(2) 管理者

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の

設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の目標を設定し、計画的に指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(六) 基準該当介護予防サービスに関する基準

(1) 従業者

基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 看護職員 一以上

イ 介護職員 一以上

(2) 管理者

基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

5 介護予防訪問看護

(一) 基本方針

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものではない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

ア 指定介護予防訪問看護ステーションである指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）ごとに置くべき従業者

（以下5において「看護師等」という。）は、次のとおりとする。

(ア) 保健師、看護師又は准看護師（以下5において「看護職員」という。）

常勤換算方法で、二・五以上

(イ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適当数

イ 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防防

問看護を担当する医療機関」という。)ごとに置くべき看護師等は、看護職員とし、その員数は、適当数とする。

(2) 管理者

ア 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

イ アの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(2) 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防訪問看護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防訪問看護の基本的取扱方針

指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の目標を設定し、計画的に指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

(2) 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針

ア 看護師等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

イ 看護師等は、サービスの提供期間が終了するまでの間に、少なくとも一回、当該計画書の実施状況の把握を行うものとする。

6 介護予防訪問リハビリテーション

(一) 基本方針

指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限り居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居室において、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利

用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とする。

(三) 設備に関する基準

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設とし、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応
介護予防訪問介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本的取扱方針

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標を設定し、計画的にリハビリテーションを提供しなければならない。

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針

ア 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。

イ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、サービスの提供期間が終了するまでの間に、少なくとも一回、当該計画の実施状況の把握を行うものとする。

7 介護予防居宅療養管理指導

(一) 基本方針

指定介護予防居宅療養管理指導の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下7において同じ。）、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して、利用者の心身

の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者は、医師又は歯科医師及び薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士とし、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者は、薬剤師とする。

(3) 指定訪問看護ステーション等である指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者は、看護職員とする。

(三) 設備に関する基準

指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、事業の運営に必要な広さを有しているものでなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間など事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の目標を設定し、計画的に指定介護予防居宅療養管理指導を提供しなければならない。

8 介護予防通所介護

(一) 基本方針

指定介護予防通所介護の事業は、利用者が可能な限り居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定介護予防通所介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数

イ 看護師又は准看護師（以下8において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数

ウ 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えて得た数以上確保されるために必要な数

エ 機能訓練指導員 一以上
管理者

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定介護予防通所介護事業所には、専ら指定介護予防通所介護の事業の用に供する食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等並びに非常災害に対処するための設備を備えなければならない。

(2) 設備の基準は、次のとおりとする。

ア 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防通所介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間など事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 非常災害対策

指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に対処するための具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、定期的に必要な訓練を行わなければならない。

(3) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応
介護予防訪問介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防通所介護の基本的取扱方針

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の目標を設定し、計画的に指定介護予防通所介護を提供しなければならない。

(2) 指定介護予防通所介護の具体的取扱方針

ア 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。

イ 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、サービスの提供期間が終了するまでの間に、少なくとも一回、当該計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(六) 基準該当介護予防サービスに関する基準

(1) 従業者

基準該当介護予防通所介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が一以上確保されるために必要な数

イ 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数

ウ 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯で除して得た数が、利用者の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えて得た数以上確保されるために必要な数

エ 機能訓練指導員 一以上

(2) 管理者

基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

9 介護予防通所リハビリテーション

(一) 基本方針

指定介護予防通所リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅に

において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に必要な一以上の数

イ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下9において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

(ア) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあつては当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行う時間帯（以下「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあつては提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が、利用者の数を十で除した数以上確保されること。

(イ) (ア)の従業者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上確保されること。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、従業者の員数を、次の基準を満たすために必要な数とすることができる。

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあつては提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあつては提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が、利用者の数を十で除した数以上確保されること。

イ アの従業者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は一年以上の実務経験を有する看護師の員数が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

(三) 設備に関する基準

指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であつて、その面積が三平方メートル

に利用定員を乗じて得た面積以上の広さを有するものを設けなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(3) 非常災害対策

介護予防通所介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの基本的取扱方針

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの目標を設定し、計画的に指定介護予防通所リハビリテーションを行わなければならない。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針

ア 医師及び理学療法士、作業療法士等（以下「医師等の従業者」という。）は、利用者の診療又は運動機能等の検査等の結果をもとに、共同して、当該利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、指定介護予防通所リハビリテーションの目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

イ 医師等の従業者は、サービスの提供期間が終了するまでの間に、少なくとも一回、当該計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

10 介護予防短期入所生活介護

(一) 基本方針

指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

ア 指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

(ア) 医師 一以上

(イ) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

(ウ) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下10において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

(エ) 栄養士 一以上

(オ) 機能訓練指導員 一以上

(カ) 調理員その他の従業者 事業所の実情に応じた適当数

イ 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべきアの従業者の員数については、アにかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 管理者

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

ア 居室、静養室その他の利用者が日常生活を営む場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 居室等を二階に設けている場合であつて、次の要件の全てを満たすこと。

(ア) 所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、非常災害に関する具体的な計画（以下「計画」という。）に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 避難訓練等は、計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれに行うこと。

(ウ) 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

ウ 居室等（居室及び静養室を除く。）を地階に設けている場合であつて、以下の要件の全てを満たすこと。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(3) 設備の基準は、次のとおりとする。

ア 居室

一の居室の定員は、四人以下とし、利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

イ 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有することとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。

エ 便所及び洗面設備 要支援者の使用に適したものとすること。

(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付等により説明し、提供についての同意を得なければならない。

(2) 運営規程

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用定員などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(3) 提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(4) 非常災害対策

介護予防通所介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防短期入所生活介護の基本的取扱方針

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の目標を設定し、計画的に指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針

指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

(六) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する基準

(1) 基本方針

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(2) 設備及び備品等

ア ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならぬ。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

(ア) ユニット、浴室その他の入居者が日常生活を営む施設（以下「ユニット等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(イ) ユニット等を二階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

a 所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

b 避難訓練等は、計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

c 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(ウ) ユニット等（ユニットを除く。）を地階に設けている場合であつて、(イ)の要件の全てを満たすこと。

イ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室及び洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

ウ イの設備の基準は、次のとおりとする。

(ア) ユニット

a 居室

(a) 一の居室の定員は、一人とすること。

(b) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接してこれと一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(c) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

b 共同生活室

(a) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとする。

(b) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(c) 必要な設備及び備品を備えること。

c 洗面設備及び便所 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けるとともに、要支援者の使用に適したものとすること。

(イ) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

エ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

(3) 運営規程

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用定員などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等、事故発生時の対応、指定介護予防短期入所生活介護の基本的取扱方針及び指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針

介護予防短期入所生活介護に同じ。

(七) 基準該当介護予防サービスに関する基準

(1) 従業者

基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 生活相談員 一人以上

イ 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

ウ 栄養士 一人以上

エ 機能訓練指導員 一人以上

オ 調理員その他の従業者 事業所の実情に応じた適当数

(2) 管理者

基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

11 介護予防短期入所療養介護

(一) 基本方針

指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維

持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき従業者は、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下11において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者をこれらの施設の入所者又は入院患者とみなした場合におけるこれらの施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき従業者は、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置く看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

(三) 設備に関する基準

(1) 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 それぞれ、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる施設及び設備を有すること。

(2) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次のとおりとする。

ア 病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

イ 食堂及び浴室並びに機能訓練を行うための場所を有すること。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防短期入所療養介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(3) 非常災害対策

介護予防通所介護に同じ。

(4) 内容及び手続の説明及び同意

介護予防短期入所生活介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の基本的取扱方針

指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の目標を設定し、計画的に指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針
指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

(六) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する基準

(1) 基本方針

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(2) 設備に関する基準

介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、それぞれユニット型介護老人保健施設又はユニット型指定介護療養型医療施設として必要とされる施設及び設備を有すること。

(3) 運営規程

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等、事故発生時の対応及び非常災害対策
指定介護予防短期入所療養介護の基本的取扱方針及び指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針
介護予防短期入所療養介護に同じ。

12 介護予防特定施設入居者生活介護

(一) 基本方針

指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者が指定介護予防特定施設において、自立し

た日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定介護予防特定施設に置くべき従業者は、次のとおりとする。

ア 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一年以上

イ 看護師若しくは准看護師（以下12において「看護職員」という。）又は介護職員 次の基準を満たす数以上

(ア) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の要支援状態区分及び数に応じて規則で定める数以上であること。

(イ) 看護職員の数は、次のとおりとすること。

a 利用者の数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

b 利用者の数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。

ウ 機能訓練指導員 一以上

エ 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。）

(2) 管理者

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定介護予防特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

(2) 指定介護予防特定施設の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。

ア 介護居室

(ア) 一の居室の定員は、一人とする。

(イ) プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。

(ウ) 地階に設けないこと。

(エ) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

イ 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

ウ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

エ 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

オ 食堂及び機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明並びに契約の締結等

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等又はその家族からの提供の申込みがあつた場合には、あらかじめこれらの方に対し、重要事項に関する規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付等により説明し、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(2) 提供の開始等

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

(3) 運営規程

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容、入居定員及び居室数などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(4) 秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(5) 非常災害対策

介護予防通所介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的取扱方針

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標を設定し、計画的に指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。

(2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針

ア 計画作成担当者は、利用者の希望及び解決すべき課題を踏まえて、他の従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及び当該目標の達成時期、具体的なサービスの内容、サービス提供上の留意点、サービスの提供期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画を作成するものとする。

イ 計画作成担当者は、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービスの提供期間が終了するまでの間に、少なくとも一回、当該計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者の解決すべき課題の把握を行うものとする。

(六) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する基準

(1) 基本方針

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が委託した受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が、指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(2) 従業者

ア 指定介護予防特定施設ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (ア) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- (イ) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上
- (ウ) 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とすること。）

イ 管理者

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(3) 設備に関する基準

ア 指定介護予防特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

イ 指定介護予防特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けなければならない。

ウ 居室、浴室、便所及び食堂の基準は、次のとおりとする。

(ア) 居室 非常時の通報装置等を設けるほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の介護居室に同じ。

(イ) 浴室、便所及び食堂 指定介護予防特定施設入居者生活介護に同じ。

(4) 内容及び手続の説明並びに契約の締結等
外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等又はその家族から提供の申込みがあった場合には、あらかじめこれらの者に対し、重要事項に関する規程の概要、当該事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付等により説明し、入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(5) 運営規程

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、外部サービス利用型介護予防特定施設従業員の職種、員数及び職務内容、入居定員及び居室数などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(6) 秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(7) 非常災害対策

介護予防通所介護に同じ。

(8) 提供の開始等、指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的取扱方針及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針

介護予防特定施設入居者生活介護に同じ。

13 介護予防福祉用具貸与

(一) 基本方針

指定介護予防福祉用具貸与の事業は、利用者が可能な限り居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならぬ。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(2) 管理者

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管のために必要な設備及び福祉用具の消毒のために必要な器材並びに指定介護予防福祉用具貸与の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の運供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(2) 福祉用具の保管のために必要な設備の基準は、清潔であり、かつ、消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分して保管することが可能であることとする。

(3) 福祉用具の消毒のために必要な器材の基準は、取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有すこととする。

(四) 運営に関する基準

(1) 運営規程

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務内容、営業日及び営業時間などの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の基本的取扱方針

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の目標を設定し、計画的に指定介護予防福祉用具貸与を提供しなければならない。

(2) 介護予防福祉用具貸与計画の作成

福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

(六) 基準該当介護予防サービスに関する基準

(1) 従業者

基準該当介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で二以上とする。

(2) 管理者

指定介護予防福祉用具貸与に同じ。

14 指定介護予防福祉用具販売

(一) 基本方針

指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、利用者が可能な限り居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(二) 人員に関する基準

(1) 従業者

指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(2) 管理者

指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

(三) 設備に関する基準

指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(四) 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理等及び事故発生時の対応

介護予防訪問介護に同じ。

(2) 運営規程

介護予防福祉用具貸与に同じ。

(五) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定特定介護予防福祉用具販売の基本的取扱方針

指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の目標を設定し、計画的に指定特定介護予防福祉用具販売を提供しなければならない。

(2) 特定介護予防福祉用具販売計画の作成

福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具販売の目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した指定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第七十号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

1 障害者自立支援法の改正に伴うもの

条 名	例 名	内 容
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	広島県立福山若草園設置及び管理条例	
広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	
広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例	
児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例	
医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例		

2 児童福祉法の改正に伴うもの

条 名	例 名	内 容
広島県障害者介護給付費等不服審査会条例		引用条項を整理する。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第七十一号）（財政課）

一 改正の要旨

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料を次のとおり定めた。

1 新規認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料は、次のとおりとした。

事務の区分	手数料の名称	金額	
法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一 住戸数	
		1 一戸	三六、〇〇〇円
		2 一戸を超え五戸以内	七三、〇〇〇円
		3 五戸を超え一〇戸以内	一〇二、〇〇〇円
		4 一〇戸を超え二五戸以内	一四三、〇〇〇円
		5 二五戸を超え五〇戸以内	二〇五、〇〇〇円
		6 五〇戸を超え一〇〇戸以内	二九四、〇〇〇円
		7 一〇〇戸を超え二〇〇戸以内	三九八、〇〇〇円
		8 二〇〇戸を超え三〇〇戸以内	五二一、〇〇〇円
		9 三〇〇戸超	六一一、〇〇〇円
二 共用部分又は工場部分の床面積の合計			
1 三〇〇平方メートル以内	一一四、〇〇〇円		
2 三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一八八、〇〇〇円		
3 二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	二九三、〇〇〇円		
4 五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	三七六、〇〇〇円		
5 一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内	四五〇、〇〇〇円		
6 二五、〇〇〇平方メートル超	五二二、〇〇〇円		
三 非住宅部分の床面積の合計			
1 三〇〇平方メートル以内	二五二、〇〇〇円		
2 三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	四〇一、〇〇〇円		
3 二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	五七〇、〇〇〇円		
4 五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	七三九、〇〇〇円		

5	〇〇〇〇平方メートル以内 〇〇〇〇平方メートルを超え二五、 八二四、〇〇〇円
6	二五、〇〇〇平方メートル超 九四〇、〇〇〇円

2 建築基準関係規定適合審査手数料

低炭素建築物新築等計画の認定申請と併せて、建築基準関係規定適合審査を申し出た場合は、既存の建築基準関係規定適合審査手数料と同額とした。

3 変更認定申請手数料

新規認定申請手数料の半額とした。

二 施行期日

平成二十四年十二月二十五日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第七十二号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
一 児童福祉法に基づく事務のうち、障害児相談支援事業の開始の届出の受付等		三原市、福山市及び府中町
二 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受付等		三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、指定一般相談支援事業者の指定等		三原市及び府中町

2 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
	水質汚濁防止法に基づく事務のうち、有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受付等	竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十三号）（環境保全課）

一 改正の理由

環境影響評価法の一部が改正されたことなどを考慮し、環境の保全に配慮した事業の実施を確保するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 方法書手続の追加

(一) 要約書の送付

事業者は、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならない。

(二) 説明会の開催

事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 環境影響評価書等のインターネットの利用等による公表

事業者は、方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書（これらを要約した書類を含む。）をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 環境影響評価法に係る規定の整備

環境影響評価法の一部改正に伴い、同法の対象事業に係る環境影響評価その他の手続に係る規定の整備を行った。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第七十四号）（こども家庭課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児院、障害児入所施設等の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 乳児院

(一) 設備の基準

- (1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。
- (3) 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

(二) 職員

- (1) 乳児院には、小児科の医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。
 - (2) 乳幼児又保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
 - (3) 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児二人につき一人以上、満三歳以上の幼児四人につき一人以上とする。
 - (4) 看護師は、保育士又は児童指導員に代えることができる。ただし、乳幼児十人までは二人以上の看護師を、乳幼児十人を超えると十人増すごとにそれに加え一人以上の看護師を置かなければならない。
- (三) 乳児院の長の資格等
- 乳児院の長は、医師であつて小児保健に関して学識経験を有する者、社会福祉士の資格を有する者、乳児院の職員として三年以上勤務した者等であつて、知事が指定する者が行う研修を受けたものでなければならぬ。

(四) 養育

- (1) 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、人格の形成に資することとなるものでなければならぬ。
- (2) 家庭環境の調整は、家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(五) 乳児の観察

乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、乳児を観察室に入

室させ、心身の状況を観察しなければならない。

(六) 自立支援計画の策定

乳児院の長は、個々の乳幼児について、乳幼児や家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。

(七) 業務の質の評価等

乳児院の設置者は、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(八) 関係機関との連携

乳児院の長は、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、保健所及び市町村保健センター等関係機関と密接に連携し、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

2 母子生活支援施設

(一) 設備の基準

- (1) 母子室、集会又は学習を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は一世帯に一室以上とし、面積は三十平方メートル以上であること。
- (3) 母子室に調理設備、浴室及び便所を設けること。
- (4) 乳幼児が入所する施設には、静養室を設けること。更に、乳幼児三十人以上が入所する施設は医務室を設けること。
- (5) 付近の保育所が利用できないとき等は、保育所に準ずる設備を設けること。

(二) 職員

- (1) 母子生活支援施設には、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員を置かなければならない。
- (2) 母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- (3) 配偶者からの暴力を受けた母子等に個別に特別な支援を行うには、個別対応職員を置かなければならない。
- (4) 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる施設においては三人以上とする。
- (5) 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる施設においては、二人以上とする。
- (6) 保育所に準じる設備の保育士の数は、乳幼児三十人につき一人以上とする。

(三) 母子生活支援施設の長の資格等

母子生活支援施設の長は、医師であって精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者、社会福祉士の資格を有する者、母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者等であって、知事が指定する者が行う研修を受けた者でなければならない。

(四) 母子支援員の資格

母子支援員は、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者等でなければならぬ。

(五) 生活支援

母子生活支援施設における生活支援は、個々の母子の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整等の支援により、自立の促進を目的とし、かつ、私生活を尊重して行わなければならない。

(六) 自立支援計画の策定

母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。

(七) 業務の質の評価等

母子生活支援施設の設置者は、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(八) 関係機関との連携

母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、学校、児童相談所、母子福祉団体、公共職業安定所、児童家庭支援センター及び婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

3 児童養護施設

(一) 設備の基準

(1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
(2) 居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とする。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。

(3) 児童三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

(4) 入所児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(二) 職員

(1) 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。

(2) 児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

(3) 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。

(4) 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児二人につき一人以上、満三歳以上の幼児四人につき一人以上、少年五・五人につき一人以上とする。この場合において、児童四十五人以下を入所させる施設は、更に一人以上を加えるものとする。

(三) 児童養護施設の長の資格等

児童養護施設の長は、医師であつて精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者、社会福祉士の資格を有する者、児童養護施設の職員として三年以上勤務した者等であつて、知事が指定する者が行う研修を受けたものでなければならない。

(四) 児童指導員の資格

児童指導員は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者等でない限り、養護しない。

(五) 養護

(1) 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えらるるに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行い、児童の心身の健全な成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(2) 家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(六) 自立支援計画の策定

児童養護施設の長は、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。

(七) 業務の質の評価等

児童養護施設の設置者は、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(八) 児童と起居を共にする職員

児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(九) 関係機関との連携

児童養護施設の長は、学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員及び公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

4 福祉型障害児入所施設

(一) 設備の基準

(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。

(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の

設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

- (6) 主として盲児又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- (7) 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

(二) 職員

- (1) 主として知的障害のある児童（自閉症児を除く。）又は主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- (3) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童四・三人につき一人以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
- (4) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、医師、嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
- (5) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師及び嘱託医は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- (6) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童二十人につき一人以上とする。
- (7) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- (8) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児四人につき一人以上、少年五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設は、更に一人以上を加えるものとする。
- (9) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
- (10) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童三・五人につき一人以上とする。
- (11) 心理指導を行う必要がある児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

(三) 生活指導等

福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう行わなければならない。

(四) 職業指導を行うに当たって遵守すべき事項

福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

(五) 支援計画の作成

福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性等を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(六) 児童と起居を共にする職員

福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる施設を除く。）については、児童養護施設に同じ。

(七) 保護者等との連絡

福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、学校及び必要に応じ児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の指導への協力を求めなければならない。

(八) 心理学的及び精神医学的診査

主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。

(九) 入所した児童に対する健康診断

(1) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能なものについては、できる限り治療しなければならない。

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

5 医療型障害児入所施設

(一) 設備の基準

(1) 医療型障害児入所施設には、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外

訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。

- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備を設けること。

(二) 職員

- (1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
 - (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童六・七人につき一人以上とする。
 - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、病院として必要な職員のほか、理学療法士又は作業療法士、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
 - (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならぬ。
 - (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児十人につき一人以上、少年二十人につき一人以上とする。
 - (6) 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、病院として必要な職員のほか、理学療法士又は作業療法士、児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
 - (7) 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科等の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。
- (三) 心理学的及び精神医学的診査
- 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、福祉型障害児入所施設に同じ。
- (四) 入所した児童に対する健康診断
- 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。
- (五) 児童と起居を共にする職員等
- (1) 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医

療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、福祉型障害児入所施設に同じ。

(2) 医療型障害児入所施設の支援計画の作成については、福祉型障害児入所施設に同じ。

6 福祉型児童発達支援センター

(一) 設備の基準

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所及び児童発達支援の提供に必要な設備を設けること。

(2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児又は主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の指導訓練室の一室の定員は十人とし、面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

(3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

(4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所及び児童発達支援の提供に必要な設備等を設けること。

(二) 職員

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

(2) 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、児童四人につき一人以上とする。

(3) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(4) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、言語聴覚士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(6) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、児童四人につき一人以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

(7) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

(8) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科等の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(9) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、児童四人につき一人以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(三) 生活指導及び支援計画の作成

福祉型障害児入所施設に同じ。

(四) 保護者等との連絡

福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の生活指導への協力を求めなければならない。

(五) 入所した児童に対する健康診断

主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(六) 心理学的及び精神医学的診査

主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、福祉型障害児入所施設に同じ。

7 医療型児童発達支援センター

(一) 設備の基準

(1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

(2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(二) 職員

医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(三) 入所した児童に対する健康診断

医療型児童発達支援センターにおいては、入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(四) 生活指導等

医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び支援計画の作成については、福祉型障害児入所施設に同じ。

8 情緒障害児短期治療施設

(一) 設備の基準

(1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

(二) 職員

(1) 情緒障害児短期治療施設には、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。

(2) 心理療法担当職員の数は、児童十人につき一人以上とする。

(3) 児童指導員及び保育士の総数は、児童四・五人につき一人以上とする。

(三) 情緒障害児短期治療施設の長の資格等

情緒障害児短期治療施設の長は、医師であつて精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者、社会福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者等であつて、知事が指定する者が行う研修を受けたものでなければならない。

(四) 心理療法等

(1) 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

(2) 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(五) 自立支援計画の策定

情緒障害児短期治療施設の長は、個々の児童について、児童や家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。

(六) 業務の質の評価等

情緒障害児短期治療施設の設置者は、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(七) 児童と起居を共にする職員

情緒障害児短期治療施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(八) 関係機関との連携

情緒障害児短期治療施設の長は、学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、保健所及び市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

9 児童自立支援施設

(一) 設備の基準

(1) 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備基準に関する学校教育法の規定を準用する。

(2) (1)以外の設備については、児童養護施設に同じ。ただし、男子と女子の居室は、別にすること。

(二) 職員

(1) 児童自立支援施設の設置者は、児童自立支援専門員、児童生活支援員、精神科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。

(2) 児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

(3) 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。

(4) 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、児童四・五人につき一人以上とする。

(三) 児童自立支援施設の長の資格等

(1) 児童自立支援施設の長は、医師であって精神保健に関して学識経験を有するものの、社会福祉士の資格を有する者、児童自立支援事業に五年以上従事した者等であって、児童自立支援専門員養成所が行う研修を受けたものでなければならない。

(2) 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、知事が指定する者が行う研修を受けなければならない。

(四) 児童自立支援専門員の資格

児童自立支援専門員は、医師であって精神保健に関して学識経験を有するもの又は社会福祉士の資格を有する者等でなければならない。

(五) 児童生活支援員の資格

児童生活支援員は、保育士若しくは社会福祉士の資格を有する者又は三年以上児

童自立支援事業に従事した者でなければならない。

(六) 生活指導等

- (1) 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、児童の適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。
- (2) 学科指導については、学習指導要領を準用する。
- (3) 家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例及び障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例（条例第七十五号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに
伴い、虐待を受けた障害者を適切に保護することを目的として、次の条例について施設
の利用定員を超えた利用者の受入れを行うやむを得ない事情として虐待を明記するため、
必要な改正を行った。

1 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定
める条例

2 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

平成二十四年十二月二十五日

★ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第七十六号）（高齢者支援課）

一 改正の理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。）の建物について、安全性に係る一定の要件を満たした場合に準耐火建築物とすることができるよう、設備の基準を改めるなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

次の要件を全て満たした場合に、特別養護老人ホームの建物を準耐火建築物とすることができるとする。

- 1 所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町においては、市町長）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、非常災害に関する具体的計画（以下「計画」という。）に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- 2 避難訓練、救出訓練等の訓練を、計画に従い昼間及び夜間のそれぞれに行うこと。
- 3 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

三 施行期日

平成二十四年十二月二十五日

★ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第七十七号）（介護保険課）

一 改正の理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正を踏まえ、二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を含む。以下同じ。）の建物について、安全性に係る一定の要件を満たした場合に準耐火建築物とすることができるよう、設備の基準を改めるなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

次の要件を全て満たした場合に、介護老人保健施設の建物を準耐火建築物とすることができるものとした。

- 1 所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、非常災害に関する具体的な計画（以下「計画」という。）に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- 2 避難訓練、救出訓練等の訓練を、計画に従い昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
- 3 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

三 施行期日

平成二十四年十二月二十五日

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十八号）（警察本部）

一 改正の理由

広島市佐伯区の治安対策を強化するため、平成二十五年九月二日から同区に新設する警察署の名称、位置及び管轄区域を定めるとともに、広島県広島中央警察署、広島県広島東警察署及び広島県広島西警察署の管轄区域を変更するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 新設する警察署の名称、位置及び管轄区域を次のように定めた。

名称	位置	管轄区域
広島県佐伯警察署	広島市佐伯区倉重一丁目	広島市佐伯区

2 広島県佐伯警察署の新設に伴い、警察署の管轄区域を次のように変更した。

名称	変更前	変更後
広島県広島中央警察署	広島市中区（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。） 広島市西区（広島県広島西警察署の管轄区域を除く。）	広島市中区（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。）
広島県広島東警察署	広島市中区のうち 銀山町、胡町（市道中一区御幸橋三篠線以東）、堀川町（市道中一区御幸橋三篠線以東）、新天地（市道中一区御幸橋三篠線以東）、流川町、葉研堀、弥生町、東平塚町、西平塚町、田中町、三川町（市道中一区御幸橋三篠線以東）、富士見町、宝町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町 広島市東区 広島市南区のうち 大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町、西蟹屋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、南蟹屋一丁目、同二丁目、東駅町、大州一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、京橋町、的場町一丁目、同二丁目、金屋町、稲荷町、松川町、比治山町、比治山本町（同	広島市中区のうち 富士見町、宝町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町 広島市東区 広島市南区のうち 大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町、西蟹屋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、南蟹屋一丁目、同二丁目、東駅町、大州一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、京橋町、的場町一丁目、同二丁目、金屋町、稲荷町、松川町、比治山町、比治山本町（同町四番以北）、比治山公園 安芸郡府中町

	<p>町四番以北）、比治山公園 安芸郡のうち 府中町</p>	
<p>広島県広島西警察署</p>	<p>広島市佐伯区 広島市西区のうち 己斐町、己斐上一丁目、同 二丁目、同三丁目、同四丁 目、同五丁目、同六丁目、 己斐大迫一丁目、同二丁 目、同三丁目、己斐東一丁 目、同二丁目、己斐中一丁 目、同二丁目、同三丁目、 己斐本町一丁目、同二丁 目、同三丁目、己斐西町、 山田町、山田新町一丁目、 同二丁目、田方一丁目、同 二丁目、同三丁目、古江上 一丁目、同二丁目、古江台 一丁目、同二丁目、古江東 町、古江西町、古江新町、 高須一丁目、同二丁目、同 三丁目、同四丁目、高須台 一丁目、同二丁目、同三丁 目、同四丁目、同五丁目、 同六丁目、庚午北一丁目、 同二丁目、同三丁目、同四 丁目、庚午中一丁目、同二 丁目、同三丁目、同四丁 目、庚午南一丁目、同二丁 目、草津東一丁目、同二丁 目、同三丁目、草津本町、 草津浜町、草津新町一丁 目、同二丁目、草津南一丁 目、同二丁目、同三丁目、 同四丁目、草津梅が台、鈴 が峰町、井口町、井口台一 丁目、同二丁目、同三丁 目、同四丁目、井口一丁 目、同二丁目、同三丁目、 同四丁目、同五丁目、井口 鈴が台一丁目、同二丁目、 同三丁目、井口明神一丁 目、同二丁目、同三丁目、 商工センター一丁目、同二 丁目、同三丁目、同四丁 目、同五丁目、同六丁目、 同七丁目、同八丁目、扇一 丁目、同二丁目、草津港一 丁目、同二丁目、同三丁目</p>	<p>広島市西区</p>

3 警察署の管轄区域等の表示の整理を行った。

4 警察署の管轄区域に係る行政区画の基準日を、平成二十四年十一月一日に改めた。

三 施行期日

平成二十五年九月二日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第七十九号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十四年十月三日付けの給与勧告等を考慮して、職員の自宅に係る住居手当を廃止するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の自宅に係る住居手当を廃止することとした。

2 平成十八年四月一日に実施した職員の給料表の改定に伴い設けた、現行の給料月額が同日の前日において受けていた給料月額に達しない場合にその差額を支給するという経過措置を、平成二十五年度から段階的に縮小し、平成二十七年度末をもって廃止することとした。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第八十号）（教育委員会）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十四年十月三日付けの給与勧告等を考慮して、平成十八年四月一日に実施した市町立学校職員の給料表の改定に伴う経過措置を段階的に廃止するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

平成十八年四月一日に実施した市町立学校職員の給料表の改定に伴い設けた、現行の給料月額が同日の前日において受けていた給料月額に達しない場合にその差額を支給するという経過措置を、平成二十五年度から段階的に縮小し、平成二十七年末をもって廃止することとした。

三 施行期日

平成二十五年四月一日